

令和 2 年度重点計画の進捗に対する新型コロナウイルス感染症の影響について

令和 2 年 1 0 月 2 1 日
原子力規制庁

原子力規制委員会令和 2 年度重点計画（令和 2 年 3 月 3 0 日原子力規制委員会決定）について、令和 2 年 1 0 月 1 2 日に開催した原子力規制庁マネジメント委員会において、年度前半の進捗を新型コロナウイルス感染症の影響を含め確認を行った結果について報告する。

1．新型コロナウイルス感染症の影響により、いくつかの点で進捗に遅れが生じているものの、全体としては概ね計画通り進んでいる。

2．新型コロナウイルス感染症による影響の主なものは、以下のとおり。

（1）許認可等の審査

原子炉等規制法及び放射性同位元素等規制法に基づく許認可等の審査については、一部に遅れが生じているものの、影響が小さくなるよう工夫して対応。

原子炉等規制法に基づく許認可等の審査	審査会合やヒアリングについては、実施方法等を柔軟に見直す等、審査への影響が可能な限り小さくなるよう対応中
放射性同位元素等規制法に基づく許可の審査等	遅れが生じているが、影響が可能な限り小さくなるよう対応中

（2）検査

現地に立ち入る必要がある検査については、一部に計画どおりに実施できておらず、下期や次年度へ繰り越しているものがある。

原子炉等に対する原子力規制検査	一部の施設においてチーム検査が計画通りに実施できていないが、施設の稼働状況や施設の安全上の重要度等を勘案しつつ、一部の検査を下期や次年度に延期するなど柔軟に対応
核物質防護に係る原子力規制検査	検査計画について柔軟に見直した上、着実に実施
放射性同位元素等規制法に基づく立入検査	予定件数を減らす等、立入検査の年間計画を現状にあわせて見直しつつ実施

(3) 国際的な連携

- ・ 二国間・多国間の意見交換等の活動について、一部の活動が縮小・延期
- ・ 海外機関への職員の派遣が延期・見直し

(4) 緊急時対応等

- ・ 緊急時対応の訓練計画の策定に遅れが生じ、訓練実施にも影響が出たが、該当職員の緊急時対応業務への従事割合が業務全体の 5 % 以上との目標は達成できる見込み
- ・ 原子力災害対策地域連絡会議は、開催できていないが、今期後半には、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮した上で、実施時期について検討する予定
- ・ 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムの運用開始時期の目途が、令和 2 年 10 月から令和 3 年 1 月に変更

(5) その他

- ・ 原子力安全人材育成センターが開催する研修については、一部の研修(短期海外研修や原子力施設で行う研修等)は中止や延期となったが、それ以外の研修についてはオンライン講義等により滞りなく実施し、年間受講者数の目標を達成できる見込み
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故分析については、計画に遅れが生じているが、報告書の取りまとめ時期への影響が最小限になるように取り組む

3 . 令和 2 年度重点計画の記述どおりに業務を実施できていない事項は、別紙のとおりである。重大な相違は発生していないことから、令和 2 年度重点計画を改訂する必要はないものとする。

4 . なお、新型コロナウイルス感染症による上半期の業務への影響を踏まえ、検査業務については関係課室で定めている検査計画の見直し等により、新型コロナウイルス感染症による影響を織り込む形で業務達成目標の見直しが行われている。

年度末における令和 2 年度重点計画の進捗状況の評価に当たっては、そのような見直し後の目標に対しての進捗を確認することとする。

新型コロナウイルス感染症の影響により年度重点計画の記述どおりに業務を実施できていない事項

1. 原子力規制検査の実施

(年度重点計画【評価の視点】の記述)

- ・ 計画どおり原子力規制検査を実施できたか。新検査制度に対する検査官の理解が進んだか。新検査制度の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。

(上半期の進捗状況及び対応)

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応により、一部の施設においてチーム検査が計画通りに実施できていないが、施設の稼働状況や施設の安全上の重要度等を勘案しつつ、一部の検査を下期や次年度に延期するなど、柔軟に対応。

2. 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの運用

(年度重点計画【重点計画】の記述)

- ・ 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムは、令和2年10月をめどに次期システムの運用を開始し、適切なシステム維持管理を行う。

(上半期の進捗状況及び対応)

- ・ 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムの運用開始に向けて、コロナ禍による開発側の作業効率低下が発生したため令和2年10月目途から令和3年1月目途の運用開始へ変更し、システムの開発及び必要な調整を行っている。

3. 海外機関への派遣

(年度重点計画【評価の視点】の記述)

- ・ 海外機関への派遣者数3名を達成できたか。

(上半期の進捗状況及び対応)

- ・ 海外の規制機関に2名派遣する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行のため、派遣が延期となった。4月の派遣に向けて調整中。なお、もう1名については、派遣が可能か検討中。

制定 令和 2 年 3 月 3 0 日 原規総発第 2003303 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会マネジメント規程（原規総発第 1912181 号（令和元年 1 2 月 1 8 日原子力規制委員会決定））第 1 4 条の規定に基づき、原子力規制委員会令和 2 年度年度重点計画を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 0 日

原子力規制委員会

「原子力規制委員会令和 2 年度重点計画」の制定について

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会令和 2 年度重点計画」を別添のとおり定める。

(別添)

原子力規制委員会
令和2年度重点計画

令和2年3月
原子力規制委員会

<まえがき>

原子力規制委員会は、原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、中期目標を定めるとともに、それを達成するため、毎年度、年度重点計画を策定するものとしている。

令和2年度重点計画は、令和2年2月に新たに策定した第2期中期目標（令和2年4月から令和7年3月まで）を踏まえ、令和2年度において重点的に取組む事項について定めるものである。

本計画を構成する各施策は、その性格に応じて以下の3つの区分に分類している。年度末に各施策の実施状況を評価する際には、これらの区分も考慮するものとする。

- (Ⅰ) 既定の方針に基づき確実に実施するもの
- (Ⅱ) 改善事項等一定の新規性のあるもの
- (Ⅲ) 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの

なお、本計画と行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく政策評価に用いる政策体系を整合させた統合的なマネジメントを実施する観点から、当該政策体系についても、本計画とともに、別紙のとおり定める。

目次

1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	1
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	1
(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	3
(3) 職員の確保と育成	5
2. 原子力規制の厳正かつ適正な実施と技術基盤の強化	8
(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	8
(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	9
(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	11
(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	12
3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	14
(1) 核セキュリティ対策の推進	14
(2) 保障措置の着実な実施	14
(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化	15
4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	16
(1) 廃炉に向けた取組の監視	16
(2) 事故の分析	16
(3) 放射線モニタリングの実施	17
5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	18
(1) 放射線防護対策の推進	18
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	18
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	19
(4) 危機管理体制の整備・運用	19
(5) 放射線モニタリングの実施	21

別紙

令和2年度政策体系	22
-----------	----

1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

【重点計画】

(独立性・中立性・透明性の確保)

- ・ 独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた各種の行動規範を厳格に運用する。(I)
- ・ 独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、規制に関わる情報の開示を徹底する。(I)
- ・ 令和元年度から試行している原子力規制庁職員と被規制者との面談内容の自動文字起こしについて、公開の対象となる面談等の規模を拡大し、本格的に運用する。(I)
- ・ ホームページ上での情報公開にあたっては、誰もが利用しやすいホームページとするために、ウェブアクセシビリティに配慮する。(I)
- ・ 検索性が高く、利用しやすいホームページにリニューアルすることとし、構築作業に着手する。移行や動作のテストを行い、一般公開に向けて準備を進める。(I)
- ・ ホームページ掲載資料の検索性向上を図るため、原子力規制委員会アーカイブ検索システム（米国原子力規制委員会の ADAMS のような資料データベース）を整備し、一般公開する。(III)
- ・ ホームページ及びアーカイブ検索システムに保存されている資料が将来の情報整理等においても連携できるように、各資料に固有番号及び属性情報等を付与する仕組みを検討し、効果的なルール作りを行う。(III)
- ・ 原子力規制委員会の結果概要をホームページに掲載する等の取組や東京電力福島第一原子力発電所事故調査の映像公開等、原子力規制委員会の取組に関するコンテンツの作成・公開を行う。(III)

(外部とのコミュニケーションの充実)

- ・ 国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集する。(I)
- ・ CEO、CNO、ATENA との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を随時行う。また、炉安審・燃安審を随時開催する。(I)
- ・ 地元とのコミュニケーションに係る改善方策を検討して実行する。(II)
- ・ 記者会見及び取材対応を通じて、報道機関に適切な情報提供を行う。(I)

(安全文化の育成・維持)

- ・ 新規採用職員が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を学ぶための現地研修を実施する。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を組み込む。(I)
- ・ 従前の取組を見直すとともに、より包括的な自己評価の実施を含めた安全文化の育成・維持に向けた5か年の行動計画を策定し、行動計画に基づいた活動を開始

- する。(Ⅱ)
- ・ 新たな行動計画に基づき原子力規制委員会の安全文化の現状を自己評価し、マネジメントレビューを行う。(Ⅰ)
 - ・ 核セキュリティ文化醸成に向けた研修を着実に実施する。(Ⅰ)

【評価の視点】

(独立性・中立性・透明性の確保)

- 年度を通じて、原子力規制委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行うとともに、原子力規制委員及び原子力規制庁職員が厳格に服務規律に基づいた行動ができたか。
- 原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたか。
- 自動文字起こし結果の公開を安定的に行うことができたか。生じた課題について改善を図ったか。
- ホームページについて、高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上を達成できたか。
- ホームページリニューアルに関する詳細設計検討、構築作業を行うことにより、次年度の一般公開に向けた見通しが得られたか。
- アーカイブ検索システムの一般公開を行ったか。一般利用者へのアンケートを行い、「ホームページと比べて、検索性の向上が図られている」という結果が得られたか。
- 各資料への固有番号及び属性情報等を付与する仕組みの検討及びルール作りを行い、試行を開始することができたか。
- 原子力規制委員会の取組に関するコンテンツを分かりやすく作成し、公開したか。

(外部とのコミュニケーションの充実)

- 国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報共有や海外の知見の収集を行えたか。
- CEO、CNO、ATENA との意見交換、委員による現場視察及び地元関係者との意見交換を随時行うことができたか。また、炉安審・燃安審を随時開催できたか。
- 地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策の検討及び実行ができたか。
- 原子力規制委員会の取組等について、適切に説明することができたか。また、問合せに適切に回答することができたか。

(安全文化の育成・維持)

- 新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を実施できたか。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、

- 東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を組み込めたか。
- 安全文化の育成・維持に向けた5か年の行動計画を策定し、行動計画に基づいた活動に着手できたか。
 - 新たな行動計画に基づき安全文化の自己評価に必要な調査を実施し、マネジメントレビューに調査結果を報告できたか。
 - 計画的に核セキュリティ文化醸成に係る研修を実施できたか。

(2) 規制業務を支える業務基盤の充実

【重点計画】

(マネジメントシステムの定着)

- ・ IRRS ミッションの指摘等も踏まえマネジメントシステムの組織全体への定着に向けた5か年の行動計画を策定し、行動計画に基づいた活動を開始する。(Ⅱ)
- ・ 新たな行動計画に基づき原子力規制委員会の業務マニュアルの整備及び一元的管理を進めるとともに、マネジメント規程を補完する文書を策定し、マネジメントシステムの組織全体の定着化を進める。(Ⅱ)

(国際協力の推進)

- ・ 関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際社会における原子力安全向上への貢献及び我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。(Ⅰ)
- ・ 二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、拠出金の適正な管理、重要度に応じた原子力規制庁内における情報共有、フォローアップを徹底するため、引き続き国際室を中心に庁全体として取り組む。(Ⅰ)
- ・ 我が国の核セキュリティの継続的改善に資するため、特定核燃料物質の防護（以下、「核物質防護」という。）に関する関連条約への対応、IAEA 関連文書の策定・見直しへの参画等を行う。(Ⅰ)
- ・ 放射線防護に関する IAEA や OECD/NEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(Ⅰ)
- ・ 保障措置に関する各種国際会議への参加や、IAEA に対する保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献する。(Ⅰ)

(管理業務の確実な遂行)

- ・ 行政文書管理に係る適切な人員配置を行い、共有フォルダにおける体系的管理及び文書管理業務のシステム化の検討等により行政文書の電子的管理を推進する。また、行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施する。(Ⅱ)
- ・ 適切な機構・定員要求等を通じ、中長期的な視点で、必要に応じた原子力規制庁の組織構成及び人員配置等の資源配分の見直しを行う。(Ⅰ)

- ・ 会計法令及び関係規程類に則って、予算の効果的かつ効率的な執行に努める。(Ⅰ)
- ・ 庁内の管理的な業務が適正かつ円滑に行われるよう、効率化に資する手続きの改善や情報システムの活用などの取組を行う。(Ⅱ)
- ・ 令和3年度に更改予定の行政LANシステムについて、システムのコンセプトに係る合意形成を庁内で図った上で、事業者決定に向けた調達手続を行う。(Ⅲ)

(訴訟事務及び法令審査)

- ・ 訴訟事務や不服申立て事務について、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応する。これに関して、訴訟や不服申立ての増加等の状況を慎重に見極め、訴訟や不服申立てに係る遂行体制や事務作業の効率化・見直しを図っていく。(Ⅰ)
- ・ 訴訟及び不服申立てに適切に対応するため、継続的・組織的に新しい知見の収集・調査を行う。(Ⅱ)
- ・ 所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法令等の立案及び運用に係る改善すべき点を把握し、長官官房における審査等を通じて、各部署の着実な法令等の立案・運用を支援する。また、必要に応じてマニュアル等の作成及び見直しを行い、庁全体の立案技術の向上を図る。(Ⅰ)

【評価の視点】

(マネジメントシステムの定着)

- マネジメントシステムの組織全体への定着に向けた5か年の行動計画を策定し、行動計画に基づいた活動に着手できたか。
- 新たな計画に基づきマネジメント規程を補完する文書を策定できたか。

(国際協力)

- 国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。
- 得られた知見が原子力施設の安全規制の改善に活用できたか。
- 二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報共有や海外の知見の収集を行えたか。
- 核物質防護に関するIAEAの関連文書の策定・見直しへの参画や、二国間・多国間の枠組み等の活用等により、我が国の核物質防護の継続的改善につなげることができたか。
- 放射線防護に関する国際会合等に参加し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有を行ったか。
- 保障措置に関する各種国際会議への参加や、IAEAに対する保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献したか。

(管理業務の確実な遂行)

- 行政文書管理に係る体制整備、電子的管理の促進ができたか。

- 行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施したか。
- 組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の見直しを行ったか。
- 予算の適切な執行管理を行えたか。
- 情報システムの利用による効率化等を通じた取組が、管理的な業務の機能の充実又は改善につながったか。
- 行政 LAN システムの調達仕様の策定と構築事業者の決定を行ったか。

(訴訟事務及び法令審査)

- 訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。
- 訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。
- 各部署の法令等の立案・運用を着実に支援できたか。
- 必要に応じてマニュアル等の作成・見直しを行うことができたか。

(3) 職員の確保と育成

【重点計画】

(高い倫理観の保持)

- ・ 職員が、国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守るため、研修や幹部メッセージの発出等を引き続き行い、その効果や対応状況を把握し、個別対応が必要となる職員への指導監督を行う。また、職員が仕事と生活の調和が図られるよう、ワークライフバランスの各種施策を継続し、その対応状況の監視を行う。
(I)

(原子力規制人材の確保)

- ・ 組織運営の安定性を確保するため、新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足する。(I)
- ・ 原子力規制を志す者の裾野を拡大するため、人材育成事業における各事業者の達成度を評価し、次の戦略を検討する。(II)

(原子力規制人材の育成)

- ・ 国際経験の豊富な人材の獲得、教育・訓練・研究・国際協力を通じ、職員の国際活動に係る力量向上に全庁的に取り組む。特に国際会議等への積極的な参加、国際機関や海外の規制機関への職員派遣等により、若手人材の国際活動の経験の獲得を促す。加えて、関係部局が連携し、国際活動への参画を促進する環境の充実や職員の研修内容の一層の向上に取り組む。(I)
- ・ 育成については、平成 30 年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程において受講人数の増加に対応するカリキュラム及び指導方法の見直し等を行い、

課程の改善・充実化を図るとともに、着実に研修を実施し、力量管理及び知識管理の更なる推進を進める。また、研修の質の向上に向けて教授法や研修評価手法などについて、調査・検討を行う。(I)

- ・ 職員に適切なキャリアパスを提供し、適切な処遇を行うため、職員が現に就いているポストと自己の能力が発揮できている度合を調査し、任用に反映する。

(II)

- ・ 原子力規制事務所職員に業務上で必要な技術的・専門的なアドバイスを実施できる部署を明確にし、柔軟で円滑な職員相互のコミュニケーションを実現するための関係部署横断チームを設置し、具体的な取組の検討を開始する。(III)
- ・ 研究系職員の人材育成及び研究環境整備のため、大学や JAEA 安全研究センター等の外部の研究組織／部門との人材派遣を含む人事交流や共同研究事業の拡大・推進を図る。また、安全研究の結果に基づく公表活動を通じて、研究系職員の研究能力の向上に努める。(I)
- ・ 安全研究の実施や研究人材の育成に当たり、研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行う。(II)

【評価の視点】

(高い倫理観の保持)

- 研修や幹部メッセージの発出等の啓発に係る取組を各課へ指導を行った回数、政府が掲げる各種ワークライフバランスの施策に対する達成度合（男性育休（13%）等）、全職員について、月 45 時間を超える超過勤務月数が 6 ヶ月以内となっていることを確認し、職員への指導監督及びワークライフバランスの施策を適時、適切に行ったか。

(原子力規制人材の確保)

- 定数に対する実員数（95%）、新卒採用者に対する女性割合（30%）、障害者法定雇用率（2.5%）を確認しつつ、新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足できたか。
- 人材育成事業の実施状況（参加者が、就職先としての原子力規制庁等、原子力安全や原子力規制分野に興味を持った割合 5 割以上を達成できたか、参加者のうち、原子力規制庁のインターンシップに参加した人数 など）を評価し、次の戦略を検討できたか。

(原子力規制人材の育成)

- 国際協力業務への資質のある人材育成のための機会を提供したか。
- 海外機関への派遣者数 3 名を達成できたか。
- カリキュラム及び指導方法を適切に見直す等を行い、課程の改善・充実化を図ったか。
- 規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、教育訓練課程を受講させる等して、任用資格を付与できたか。

- 研修の質の向上に向けて教授法や研修評価手法などについて、調査・検討を行い、令和3年度から試行するための手法を特定できたか。
- 研修を適切に実施し、年間受講者延べ人数2,500人以上を達成できたか。
- 年1回の希望調書に、能力に応じたポスト任用をされているかの満足度等の自己評価を実施できたか。
- 上記の自己評価を任用に適切に反映するためのデータベースを構築したか。
- 関係部署横断チームを設置し、具体的な事務所のニーズを整理した上で、必要なアドバイスを実施できる部署を明確にし、優先順位をつけて計画的に、柔軟で円滑な職員相互のコミュニケーションのための具体策を実現できたか。
- 外部の研究組織／部門との人事交流や共同研究事業の拡大・推進ができたか。また、安全研究の結果に基づく公表活動が積極的に行えたか。研究系職員の研究能力の向上に努めたか。
- 研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行ったか。

2. 原子力規制の厳正かつ適正な実施と技術基盤の強化

(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施

【重点計画】

- ・ 事業者からの申請に対し発電所や核燃料施設等ごとの立地特性を踏まえつつ審査会合における論点等を明確にし、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施する。
(I)
- ・ 法定の検査を厳正かつ適切に実施する。(新検査制度については(3)で詳述)(I)
- ・ 事業者の安全性向上評価の適切な確認や、審査・検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させる。(I)
- ・ 事故トラブルについて、公開会合での確認等を通じて適切に対応する。(I)

【評価の視点】

- 設置変更許可申請、工事計画認可申請、運転期間延長認可申請、廃止措置計画等の審査について「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月委員会了承)に示した、以下の観点を含め、厳正かつ適切に審査を実施したか。
 - 設置変更許可において審査の漏れを防止し、及び施設の特徴に応じた審査を適切に行うため、新規制基準適合性審査結果の取りまとめに際し、審査で確認した事項を整理し、以降の審査において活用したか。
 - 審査に関する原子力規制委員会決定文書等を審査担当者に正確に理解させるため、決定等の都度、当該文書を審査業務マニュアルに加えたか。また、審査担当者の異動時等において、マニュアルの内容を確実に周知したか。
- 原子力規制検査を所定のガイドを用いて計画どおりに実施して特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。
- 原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数及び第15条による報告件数並びに公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数はいずれも0件であったか。
- 事業者による安全性向上評価の確認や、審査・検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させることができたか。また、事業者の安全性向上評価について、その結果を効果的に活用するための取り組みを行ったか。
- 事故トラブルについて公開会合での確認等を通じて事業者の原因究明、再発防止策等を適切に確認したか。事故トラブルから得た教訓を他施設も含め、適切に反映したか。

(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

【重点計画】

(最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)

- ・ 実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し分析する。(I)
- ・ 国外で今後発生する自然事象に関しては必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析を行う。また、国内の自然事象に関しては、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し情報収集・分析を行う。それらの結果、最新知見と判断される場合は技術情報検討会において検討する。(I)
- ・ 安全研究より得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を審査検査等の規制業務に活用することを目的として、技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行う。(I)

(安全研究の積極的な実施)

- ・ 「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和2年度以降の安全研究に向けて)」(令和元年7月3日原子力規制委員会)等に沿って安全研究を実施する。(I)
- ・ 令和2年度に終了する安全研究プロジェクトについては、事後評価に向けて、年度内に安全研究成果報告の取りまとめを行う。また、新たに重要な成果が出たものは、随時、速やかに論文等に取りまとめる。安全研究の公表促進活動として、JAEA安全研究センターと連携した研究成果の発表を行う。(I)
- ・ 6月をめどに令和元年度に終了する8件の安全研究プロジェクトの事後評価を、1月をめどに令和3年度に開始する安全研究プロジェクトの事前評価を行う。(I)
- ・ 規制上の課題を踏まえ、今後推進すべき安全研究の分野について検討を行い、7月に令和3年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定する。(I)
- ・ 二国間(NRC、IRSN等)又は多国間の研究に関する国際活動(OECD/NEA/CSNI等)に積極的に参加する。特に、東京電力福島第一原子力発電所に関する国際的な調査活動等に参加し、調査・分析で得られた結果等を積極的に情報発信する。(I)
- ・ 基盤グループ研究職の技術力向上にも資する共同研究を計画どおり推進するとともに、共同研究先と連携して報告会を開催する。(II)

(規制基準の継続的改善)

- ・ バックフィット案件である「震源を特定せず策定する地震動(全国共通)」について、規制への適用の在り方を検討し、その結論を踏まえて適切に運用する。(II)
- ・ 発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策のうち多様化設備に係る要求事項及び規制上の取扱いについて、一定の結論を得る。また、電磁的障害に係る国外の知見、規制動向等の情報収集を踏まえ、制度改正の可否等についての検討を開始する。(III)
- ・ IRRS ミッションによる「人的組織的要因の考慮」に関する提言を踏まえ、人的組織的要因を考慮した原子炉制御室等に関する評価ガイドについて、2020年度中の

案策定を目指し、作業を進める。(Ⅱ)

- ・ 令和2年度の民間規格の技術評価の計画を策定し、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及びそれに関連する規則解釈等を改正する。(Ⅱ)
- ・ 国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を定期的に収集・分析し、安全上重要なものを、技術情報検討会に報告する。(Ⅰ)
- ・ 運転検査官会議において国内外原子力施設の最新事例紹介を行うとともに、運転経験関連国際会合において国内トラブル情報の発信及び加盟国との情報交換を行う。(Ⅰ)
- ・ 輸送分野に関し、IRRS フォローアップミッションで指摘された事項について、関係する規則の改正等を行うとともに、IAEA 放射性物質安全輸送規則(2018年版)を国内規制へ取り入れる。(Ⅱ)
- ・ 実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査により得られた経験等をもとに、現行規制基準等について、具体化や明確化を図るための計画を策定し、作業に着手する。(Ⅱ)

【評価の視点】

(最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)

- 実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し分析することができたか。
- 国内外で今後発生する自然事象に関し、必要に応じて関係機関等と協力して情報収集・分析を実施したか。
- 技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行ったか。

(安全研究の積極的な実施)

- 実施方針等に基づき定めた計画に沿って研究者倫理を遵守しつつ安全研究業務を達成できたか。
- 積極的な成果の公表ができたか。
- 事前、事後評価が計画どおりに実施できたか。
- 令和3年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定したか。
- 二国間又は他国間の研究に関する国際活動に積極的に参加できたか。特に、東京電力福島第一原子力発電所に関する国際的な調査活動等に参加し、調査・分析で得られた結果等を積極的に情報発信できたか。
- 共同研究を計画どおりに進めることができたか。共同研究報告会が開催できたか。

(規制基準の継続的改善)

- バックフィット案件である「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」について規制への適用の在り方を検討し、その結論を踏まえて適切に運用したか。
- 発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策のうち多様化設備に係る要求事項及び規制上の取扱いについての検討を引き続き行い、一定の結論を得たか。また、電磁的障害に係る国外の知見、規制動向等の情報収集を踏まえ、制度改正の要否等について検討したか。
- IRRS ミッションによる「人的組織的要因の考慮」に関する提言を踏まえ、人的組織的要因を考慮した原子炉制御室等に関する評価ガイドについて、2020年度中の案策定を目指し、作業を進めたか。
- 令和2年度の民間規格の技術評価の計画を策定し、これに基づき技術評価に関する検討チームを設置し、技術評価書の策定及びそれに関連する規則解釈等を改正したか。
- 国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を定期的に収集・分析し、安全上重要なものを、技術情報検討会に報告したか。
- 運転検査官会議において国内外原子力施設の最新事例紹介を行うとともに、運転経験関連国際会合において国内トラブル情報の発信及び加盟国との情報交換を行ったか。
- 輸送分野に関し、国内規則への取り入れ及び IRRS フォローアップミッションでの指摘事項について十分に検討し、関係省庁と調整を行い、短期的に対応が可能なものに関しては、適切に規則の改正等を行ったか。
- 実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査により得られた経験等をもとに、現行規制基準等について、具体化や明確化を図るための計画を策定し、作業に着手したか。

(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行

【重点計画】

- ・ IRRS ミッションの指摘等を踏まえて見直しを行った新検査制度を計画どおり本格実施するとともに、引き続き、新検査制度に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。(Ⅱ)
- ・ 事業者における品質管理体制等の強化を狙った各種許認可制度について、円滑に立ち上げるとともに、適正に運用する。(Ⅱ)

【評価の視点】

- 計画どおり原子力規制検査を実施できたか。新検査制度に対する検査官の理解が進んだか。新検査制度の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。
- 検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。
- 令和2年4月の改正原子炉等規制法の施行に際して、各種許認可申請をスム

ーズに審査・処分し、新制度へ円滑に移行できたか。

(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応

【重点計画】

- ・ 審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。
(Ⅰ)
- ・ 音声自動文字起こしシステムを本格導入する。(Ⅰ)
- ・ 「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月委員会了承)及び各課・部門で策定した知識管理年度計画に従って、業務マニュアルの整備等審査の改善に取り組む。(Ⅱ)
- ・ 経年劣化管理に係る ATENA との実務レベルの技術的意見交換会を適切に実施し報告書を取りまとめ、原子力規制委員会に報告する。(Ⅱ)
- ・ バックフィット制度について、これまでの実績を踏まえ、円滑かつ効果的に制度が運用できるよう、改善点を抽出し、制度の体系化を図る。(Ⅲ)
- ・ 審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。また、リスク情報を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、安全上の重要度に応じて規制要件などを見直す。(Ⅲ)
- ・ 廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。(Ⅰ)
- ・ 東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化及び外的事象への防護を並行的に進めるため、必要な指導等を行う。(Ⅲ)
- ・ IRRS ミッションの指摘等を踏まえ、中深度処分に係る規制基準、及びサイト解放基準の整備を行う。(Ⅱ)
- ・ ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設処分に関する規制基準の整備に向けて検討を行う。(Ⅲ)
- ・ IRRS ミッションで受けた勧告・提言について、原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)に係る規制の改善に取り組む。(Ⅰ)
- ・ [再掲] 輸送分野に関し、IRRS フォローアップミッションで指摘された事項について、関係する規則の改正等を行うとともに、IAEA 放射性物質安全輸送規則(2018年版)を国内規制へ取り入れる。(Ⅱ)

【評価の視点】

- 審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図れたか。
- 音声自動文字起こしシステムを本格導入し、運用できたか。
- 「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月委員会了承)及び各課・部門で策定した知識管理年度計画に従って、業務マニュアルの整備等審査の改善に取り組めたか。

- 経年劣化管理に係る ATENA との実務レベルの技術的意見交換会を適切に実施し報告書を取りまとめ、原子力規制委員会に報告ができたか。
- これまでのバックフィット事例を網羅的に分析することができたか。
- 原子力規制検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。更にリスク情報の活用を進めたか。
- リスク情報を活用し、審査の基準・手法・手順などの合理化を行ったか。
- 廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを検査等によって確認ができたか。
- 東海再処理施設について、監視チーム会合等を通じ、廃止措置の実施状況の監視を、その特殊性を踏まえ、適時適切に実施したか。
- 中深度処分に係る委員会規則等の改正及びガイドの制定を行ったか。サイト解放基準の考え方を整理し、必要な基準等を整備したか。
- ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設処分について実効的な規制基準となるよう検討を行ったか。
- IRRS ミッションで受けた勧告・提言について、原子炉等規制法（核セキュリティ、保障措置関連を除く）に係る規制の改善を関係部署の業務計画に反映し、実施することができたか。
- [再掲] 輸送分野に関し、国内規則への取り入れ及び IRRS フォローアップミッションでの指摘事項について十分に検討し、関係省庁と調整を行い、短期的に対応が可能なものに関しては、適切に規則の改正等を行ったか。

3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

(1) 核セキュリティ対策の推進

【重点計画】

- ・ 原子力規制検査の試運用の結果等を踏まえた核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格に実施する。(I)
- ・ 放射性同位元素等の防護規制について、着実な実施及び定着を図る。(I)
- ・ 国内外の動向等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。(II)

【評価の視点】

- 原子力規制検査の試運用の結果等を踏まえつつ、原子力規制検査制度を円滑に実施に移すことができたか。
- 核物質防護に係る規制を厳正かつ適切に実施したか。
- 原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数を0件に抑えたか。
- 放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置等の新たな規制要求の実施にかかる適切な審査・検査を実施したか。
- 国内外の動向等を踏まえて、核セキュリティ対策強化に資する制度整備を行ったか。

(2) 保障措置の着実な実施

【重点計画】

- ・ IAEA、関係機関等と適切に連携し、日 IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行する。(I)
- ・ 原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行う。(I)
- ・ 我が国の保障措置に係る取組について、国際会議や国際トレーニング等を通じて国際的に発信する。(II)

【評価の視点】

- IAEA、関係機関等と適切に連携し、日 IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行したか。
- 原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行ったか。
- 我が国の保障措置に係る取組について、国際会議や国際トレーニング等を通じて国際的に発信したか。

(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化

【重点計画】

- ・ 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化については、これらの調和に関する内部文書に則り、審査等及び検査等の業務を適切に行いつつ、適宜改善を図る。(I)

【評価の視点】

- 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化については、これらの調和に関する内部文書に則り、審査等及び検査等の業務を適切に行えたか。また、必要な改善が図られたか。

4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

(1) 廃炉に向けた取組の監視

【重点計画】

- ・ 中期的リスクの低減目標マップに示された1つ1つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力の廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。(Ⅰ)
- ・ 東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、関連部署との調整及び被規制者からの情報収集を滞ることなく行うとともに、東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直しを踏まえ、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。(Ⅰ)
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の進捗や、これまでの実施計画の審査に係る知見の蓄積を踏まえ、施設の状態に応じた適切かつ合理的な規制が実施出来るよう、実施計画に定めるべき事項の見直しを行う。(Ⅱ)

【評価の視点】

- 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2020年3月版）に示された事項について、遅延なく進められるよう監視・指導することができたか。特に、本マップにおいて2020年度内の主要な12目標全てについて、東京電力に対し、特定原子力施設監視・評価検討会等の場において必要な指摘を行い、その指摘に対する取組状況等を確認できたか。
- 実施計画の変更認可申請に対する審査について、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の円滑な進捗の律速とならないよう、厳正かつ適切に実施できたか。また、東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直しを踏まえ、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施できたか。
- 実施計画に定めるべき事項について、東京電力福島第一原子力発電所の施設の状態等に応じた合理化を行うことができたか。

(2) 事故の分析

【重点計画】

- ・ 現場調査による情報収集や、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会等における議論等を実施し、事故分析を進める。また、2020年内をめどに、中間的な報告書を取りまとめる。(Ⅱ)
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分析及び廃炉の円滑な進捗に資する。(Ⅱ)

【評価の視点】

- 継続的な現場調査の実施及び東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会における議論等により、着実に事故分析を進めることができたか（東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を5回以上開催）。
- 2020年以内に、事故分析に係る中間的な報告書を取りまとめることができたか。
- 東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等における関係機関との調整により、事故分析のための調査と廃炉作業を円滑に実施することができたか。

(3) 放射線モニタリングの実施

【重点計画】

総合モニタリング計画に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリングを確実に実施し、その結果を国内外に分かりやすく遅滞なく公表する。

(I)

【評価の視点】

- 総合モニタリング計画に基づいた陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。
- 福島県を中心に整備されているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストの維持・管理を行えたか。

5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

(1) 放射線防護対策の推進

【重点計画】

- ・ 原子力規制庁は、放射線審議会の事務局として、審議状況を踏まえ、放射線業務従事者に対する健康診断等の ICRP2007 年勧告に関する検討のほか、眼の水晶体等価線量限度の取り入れ等に係る対応状況のフォローアップを進める。また、関係省庁との連携を一層充実させるため、関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を適宜共有する。(I)
- ・ 令和 2 年度放射線安全規制研究戦略的推進事業を着実に実施するとともに、令和元年度で終了した採択課題について、外部有識者による評価委員会を通じて、成果目標の達成状況等に関する事後評価を適切に行う。(I)
- ・ これまでの研究成果や事業開始後 3 年が経過したことを踏まえ、今後の事業の在り方について検討を開始する。(II)
- ・ 岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方について検討する。(III)

【評価の視点】

- 放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有に努めたか。
- 令和 2 年度事業に係るプロジェクトの進捗管理を着実にを行うとともに、令和 3 年度事業に係る重点テーマの設定及び公募を早期に行ったか。
- 事業開始から 3 年が経過したことを踏まえ、今後の事業の方向性について検討を行ったか。
- 岩石等に含まれる天然の放射性核種の放射線防護の在り方について検討を行ったか。

(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善

【重点計画】

- ・ 放射性同位元素等規制法に基づき、適切な審査・検査を引き続き実施する。(I)
- ・ IRRS イニシャルミッションの指摘等も踏まえ放射線測定信頼性確保の義務化を行うため、施行規則及び予防規程ガイドの改正を行う。また、審査ガイド及び検査ガイドの整備を着実に進めることにより、規制体系とその運用を継続的に改善する。(II)
- ・ IRRS フォローアップミッションの指摘等を踏まえ、必要な対策を進める。(II)

【評価の視点】

- 放射性同位元素等規制法に基づき、厳正かつ適切な審査・検査を実施しているか。

- 放射線測定に関する関連規則及びガイド改正に向けたプロセスを着実に進めたか。
- 規制体系等の改善のためのガイド整備を着実に進めたか。
- IRRS フォローアップミッションの指摘等を踏まえ、必要な対策を実施できたか。

(3) 原子力災害対策指針の継続的改善

【重点計画】

- ・ 原子力災害対策指針に関する各種の課題について検討を進め、必要に応じて指針又は関連文書の充実を図る。(I)
- ・ 特に、令和元年12月18日第49回原子力規制委員会で指摘のあった、EALの判断基準に係る見直しについては、原子力規制委員会での方針を踏まえ、検討を進める。(II)
- ・ モニタリングの技術的事項について引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料の改訂等を適切かつ遅滞なく行う。(I)

【評価の視点】

- 原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行ったか。
- EALの判断基準に係る抜本的な見直しについては、原子力規制委員会での方針を踏まえ対応を行ったか。
- モニタリングの技術的事項が検討され、改訂等が適切かつ遅滞なく行われているか。

(4) 危機管理体制の整備・運用

【重点計画】

- ・ 危機管理体制の充実・強化に向けて、事象の蓋然性等を考慮しつつ、初動対応に関するマニュアルの整備・見直しを行う。また、IRRS フォローアップミッションでの指摘を踏まえ、放射性物質の陸上輸送時の事故への対応について、策定した初動マニュアルの実効性を確認するための訓練を実施する。(II)
- ・ 統合原子力防災ネットワークシステムの回線冗長化を推進する。また、固定型衛星通信システムの更改を8拠点実施する。(I)
- ・ 緊急時対策支援システムは、新システムの正式運用を開始するとともに、原子力事業者側設備更新に合わせてシステムの機能改良を進める。(I)
- ・ 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムは、令和2年10月をめぐりに次期システムの運用を開始し、適切なシステム維持管理を行う。(I)
- ・ 令和2年10月の運用開始・モニタリングデータの常時公表を目指して、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムを構築し、システムを

- 安定的に運用するなど、原子力施設周辺等における平常時・緊急時モニタリング体制の充実を図る。(I)
- ・ 年度を通じて様々な訓練及び研修を体系的に企画・実施し、危機管理体制・指揮命令系統の更なる充実、運用の改善、緊急時対応業務に従事する職員の能力向上を図る。加えて、緊急時対応業務に関する業績目標の設定（業務全体の5%以上従事）及び評価を実施する。(I)
 - ・ 緊急時に判断が求められるオフサイト系の対応について、意思決定訓練等を実施するとともに、オンサイト系との連携も含め、課題となる事項を整理し検討を開始する。(III)
 - ・ 原子力事業者防災訓練について、令和元年度の評価結果、原子力災害対策指針の改正、事業者との意見交換等を踏まえて、評価方法の見直しを検討する。加えて、必要に応じ評価方法を見直し、それに基づき令和2年度原子力事業者防災訓練を実施し、その評価を行う。(I)
 - ・ 発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練について、令和元年度の訓練の実施結果を踏まえ、訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて令和2年度訓練実施計画等の検討を行うとともに、訓練を実施する。(I)
 - ・ 原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁、原子力事業者等との連携を図るため、原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を開催する。(I)
 - ・ 原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を引き続き進めるとともに、「原子力災害拠点病院等の施設要件」について、おおむね3年毎の見直しに向けて検討を開始する。(I)

【評価の視点】

- 事態の蓋然性を考慮し、関係省庁又は関係部署と連携しつつ原子力規制委員会の初動対応に関するマニュアルの整備・見直しを実施できたか。放射性物質の陸上輸送時の事故への対応について、策定した初動マニュアルの実効性を確認するための訓練を実施できたか。
- 危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化に向けて、着実に設備整備を進めたか。
- 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムを安定的に運用することができたか。
- 訓練・研修を体系的に整理し実施すること及び緊急時対応業務に関する業績目標を適切に管理することにより、効果的な緊急時対応業務の能力向上に取り組むことができる環境を内閣府（原子力防災担当）と協力しながら整備し、緊急時対応業務に従事する職員の力量管理体制を強化できたか。
- 当該職員の緊急時対応業務に従事する割合が、業務全体の5%以上となったか。
- 緊急時に判断が求められるオフサイト系の対応について訓練を実施したか。
- 課題となる事項を整理し検討を行ったか。

- 令和2年度原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施できたか。
- 原子力事業者防災訓練について、令和元年度の原子力事業者防災訓練の評価結果等を踏まえ、評価方法の見直しの必要性を検討できたか。加えて、必要に応じ評価方法を見直し、それに基づき令和2年度原子力事業者防災訓練の評価を行うことができたか。
- 発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練について、令和元年度の訓練の実施結果を踏まえ、訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて令和2年度訓練実施計画等の検討を行い、訓練を実施できたか。
- 原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適時開催し、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化できたか。
- 「原子力災害拠点病院等の施設要件」について、見直しの方向性について検討を行ったか。

(5) 放射線モニタリングの実施

【重点計画】

- ・ 47都道府県及び原子力施設等周辺の平常時モニタリングや、原子力艦寄港地の放射能調査を確実に実施するとともに、それらの測定結果等を遅滞なく公表する。
(I)
- ・ 緊急時モニタリングの実効性向上のため必要な研修・訓練の実施、原子力規制庁及び地方公共団体におけるモニタリング資機材の整備等を通じて緊急時モニタリング体制の強化を図る。(I)

【評価の視点】

- 47都道府県における環境放射能水準調査の結果を、365日分遅滞なく公表することができたか。
- 放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。
- 緊急時における放射線モニタリング体制の強化及び必要に応じた見直しが行われたか。

令和2年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

施策目標	PDCA 管理番号
1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	1. (1)
(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	1. (2)
(3) 職員の確保と育成	1. (3)
(4) その他	1. (4)
2. 原子力規制の厳正かつ適正な実施と技術基盤の強化	
(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	2. (1)
(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	2. (2)
(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	2. (3)
(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	2. (4)
(5) その他	2. (5)
3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	
(1) 核セキュリティ対策の推進	3. (1)
(2) 保障措置の着実な実施	3. (2)
(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化	3. (3)
(4) その他	3. (4)
4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	
(1) 廃炉に向けた取組の監視	4. (1)
(2) 事故の分析	4. (2)
(3) 放射線モニタリングの実施	4. (3)
(4) その他	4. (4)
5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	
(1) 放射線防護対策の推進	5. (1)
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	5. (2)
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	5. (3)
(4) 危機管理体制の整備・運用	5. (4)
(5) 放射線モニタリングの実施	5. (5)
(6) その他	5. (6)

※1. 「その他」については、必要に応じて年度業務計画に定めるものとする。

※2. 政策評価実施単位は、1. ～ 5. とする。